弊社は労働安全衛生法に基づき管理者の選任の届出をしています。

労働安全衛生法

・労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することを目的として、昭和 47 年に労働基準法から分離独立し制定された。
・安全=危険の防止(主に工業的業種が対象)、衛生=健康障害の防止(全業種が対象)を対象として、主に以下の 3 点について規定されている。
(1)危険防止基準の確立(危険・健康障害を防止するために事業者に一定の義務を負わせる等)
(2)事業場内における責任体制の明確化(衛生管理者、総括安全衛生管理者等の選任・届出等)
(3)事業者の自主的活動の促進

☆総括安全衛生管理者の選任報告　　代表取締役　川北　　正

☆安全管理者の選任報告　　専属者　　宮橋　卓也

☆衛生管理者の選任報告　　専属者　　宮橋　卓也

☆産業医の選任報告　　＊＊＊＊＊
(個人情報により未公開)

平成２６年９月
三糧輸送㈱